

暴言・暴力・迷惑行為について

暴言・暴力・迷惑行為への対応について

当院では病院理念のもと一人ひとりの患者さんに良質な医療の提供を目指し、職員一同、患者さんの「安心」「満足」が得られるよう日々取り組んでいます。この取り組みには、患者さん、ご家族と医療従事者のパートナーシップが重要となるため、患者さん、ご家族の声に耳を傾けながら改善すべき点は速やかに改善すべく努力しています。

一方、近年では病院職員に対する暴言や暴力、迷惑行為が各地で問題となっており、当院では病院利用者や患者さん職員を守り、安全な院内環境を維持するため、積極的な予防活動を行うと共に、万一被害が生じて影響を最小限に抑える取り組みを行っています。

院内において以下のような暴言・暴力・迷惑行為があった場合は、退院や退去を命ずる、また、状況によっては警察に通報する場合がありますので、あらかじめご了承くださいと共に、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 大声や奇声、暴言または脅迫的な言動により、他の病院利用者や病院職員に迷惑や恐怖感をあたえること（個人の尊厳や人格を傷つけるような行為も含む）
2. 病院利用者や病院職員に対して殴りかかるなどの暴力行為、もしくはその恐れがある場合
3. 解決しがたい要求を繰り返し行い、病院職員の業務を妨害すること
診療に支障をきたす行為
4. 病院職員への故意的な接触、卑猥な発言、公然わいせつ、ストーカー行為
5. 正当な理由なく病院に立入り長時間とどまること
6. 医療従事者の指示に従わない行為（飲酒・喫煙・無断外出、外泊・刃物を持つなど）診療に支障をきたす行為
7. 謝罪や土下座、謝罪文書を要求すること
8. 院内の医療機器・医療材料等の無断使用、持ち出し、または器物破損行為
9. その他、迷惑と判断できる行為および診療に支障をきたす行為

※認知症による問題行動、せん妄からの暴言や暴力に関しては当院の認知症ケアチームが適切に対応いたします。

【上記内容は暴力被害から医療従事者を守る法律を元に作成しております】

STOP!

暴言・暴力・迷惑行為



暴言・暴力・迷惑行為が発生した場合、
患者・家族の皆様、職員の安全確保のために、
警察に通報するなど、
迅速に対応いたします。

監修：三木明子(筑波大学医学医療系)、横内昭光(慈恵大学法人事務局総務部付渉外室顧問)、佐藤太郎(聖路加国際病院院長付参与)

本ポスターは、科学研究費補助金「病院における患者・家族の暴力に対する医療安全力を高める体制の醸成(基盤研究C 課題番号:25463288)」の助成を受け作成したものです。